

公立小松大学地域連携推進センター規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則第 4 条第 4 項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立小松大学地域連携推進センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、公立小松大学（以下「本学」という。）の有する人的資源、知的資産、施設を活用して、地域との密着な連携を推進することにより、地域における人材の育成、イノベーションの創出、産業の発展、地域医療の向上、地域の国際化に貢献するとともに、地域の振興と社会の健全な発展に資することを目的とする。また、地域の大学として、地方自治体と一体となり地域課題の解決に取り組み、地域が抱える課題を組織的に解決することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学と地域社会の連携・協力に関する事業の計画及び立案に関すること
- (2) 地域課題の調査研究に関すること
- (3) 企業や行政機関等との協働に関すること
- (4) 公開講座、講演会その他の地域住民に対する貢献に関すること
- (5) 地域貢献事業の実施に関すること
- (6) その他センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第 4 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(公立小松大学研究・社会連携委員会)

第 6 条 センターの運営に関する事項の審議は、公立小松大学研究・社会連携委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別

に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。